

『国会記者会館は我々の既得権』と言い放った記者クラブの厚顔」

(週刊ポスト 2012/10/26 号)

～年間8億円超の便宜供与に加えて「又貸し」まで～

首相官邸を見下ろす記者クラブ利権の象徴、国会記者会館が揺らいでいる。「国政取材の前線基地」である会館の使用をめぐる、記者クラブが提訴される事態になっていた。

* * *

毎週金曜日に行われる「脱原発」官邸前デモの絶好の取材ポイントで“事件”が起きている。

去る9月24日、非営利のインターネット放送局「OurPlanet-TV」は、国会記者会館を運営する新聞・テレビなどからなる記者クラブ「国会記者会」を相手に、損害賠償を求め東京地裁に提訴した。訴えによると、7月に同放送局がデモを上空から撮影するため、官邸前にある国会記者会館の屋上にある使用許可を二度申し入れたが、記者会か加盟社ではないことを理由に白石草代表理事は申し入れの際、国会記者会の事務局長にこんなことを言われたと明かす。

「断るにあたり、『国会記者には120年既得権がある』と言っていました。自分はかつて大手メディアのスタッフとして会館を利用していたと話す、『今は身分が違う』とネットメディアに対する嫌悪感を露骨に示されました。『屋上を使いたいなら記者会に入ればいい。でなければ借りるか。でも高いよ』とも言っていた」

国会記者会は、衆議院から委託を受けたという大義名分で、記者会館を無償で独占使用し続けていた。会館が「記者クラブ利権の象徴」と呼ばれる所以である。ジャーナリストの佐々木奎一氏が本誌10年8月13日号で調べたところ、地上4階・地下2階建て会館の賃料に駐車場の料金を試算すると合計で年間8億円超の便宜供与が記者会に行われていることが判明した。空調設備や電気設備といった金額の大きい工事についても、衆議院が税金で負担している。

さらに今回、白石氏が調べたところ、事務局長の言う通り記者会未加盟の2団体（日本専門新聞協会と国会記者倶楽部）が事務局に賃料を払って会館を使用していることも判明した。自分たちは無償で使っているにもかかわらず、カネを取って“又貸し”していたのだ。

そもそも、「非加盟社には国会記者会館を使わせない」という根拠自体が怪しい。衆議院が国会記者会に対し使用を許可した覚え書きである「国会記者事務所の使用について」の第8条には、こう記載されている。

＜国会記者加盟社以外についても衆議院が必要と認めるものは、使用できるものとし、この場合においても国会記者会が運営管理に当たるものとする＞

69年の会館建設当初から非加盟社の使用も想定されていたのである。改めて、なぜ屋上使用を認

めなかったのか、記者会に問うた。

「反原発大集会が開かれた騒然とした雰囲気になる時間帯であり、取材者の安全や近隣の公的機関との信頼関係に影響を及ぼす恐れがあるため許可できないと考えた」（常任理事会）

前出の白石氏とのやり取りについて事実か問うと、「それについてはお答えしません」の一点張りだった。

記者クラブメディアがまともに官邸前デモを取り上げようとしなかったのは、利権を守るのに手一杯だったからではないだろうか。

<http://ameblo.jp/heiwabokenosanbutsu/entry-11380202725.html>

国会記者会館屋上取材の使用許可を巡り——アワプラが国賠訴訟へ
(週刊金曜日 2012年10月15日 6:19 PM)

国会記者会館の屋上使用の許可を求めてきたNPO法人 Our Planet-TV（白石草代表理事）は九月24日、同会館を所有する国と管理を委託されている国会記者会を相手取って、損害賠償請求訴訟に踏み切った。

白石氏は今年3月から続く金曜日夜の官邸前の抗議行動を撮影したいと7月から使用を求めている。しかし計3回断られ、地裁・高裁に仮処分を求めたものの却下。そこで今回、「国会記者会は、記者クラブに加盟していないことを理由に使用を拒否してきたが、報道機関を差別し、取材・報道の自由を侵害するのは違法」（小松圭介弁護士）として提訴。「国が記者クラブの特権化を助長して競争的な報道をさせないのは、国民の知る権利の侵害だ」（同）と指摘している。

同じ非加盟メディアでもBBC（英国国営放送）は屋上使用をした事実がある点を筆者が問うと、白石氏は「私もかつてテレビメディアとして出入りしたが、今回は『身分が違う』と記者会事務局から言われた。（屋上を使うために）ここまでしないといけないのか」と苦笑。裁判の中で使用許可を巡る裁量を明らかにしたいという。

同日、白石氏は「メディア自らが開かれた国会記者会館の運営を行なう方向へ持って行っていただきたい」とし、同記者会常任幹事社である共同通信社の「『報道と読者』委員会」（外部識者三人で構成）に対しても、記者会非加盟メディアを排除する運営について見解を求める申し入れを行なった。

同会館では、寺澤有氏、畠山理仁氏、佐藤裕一氏らフリーランス記者も10分間の代表撮影のための屋上使用を求めたが拒否された。

筆者の開示請求によれば、会館の使用許可は「自動販売機」にも下りているため、インターネッ

トメディアとフリーランス記者の「身分」は、目下、自動販売機より低いという滑稽な状況にある。
(まさのあつこ・ジャーナリスト、9月28日号)

<http://www.kinyobi.co.jp/kinyobinews/?p=2546>